

大阪教育大学附属池田小学校(仮校舎)の防犯体制

家田重晴* 渡邊正樹** 松村みち子*** 松岡 弘****

Protection system against crimes at Ikeda Elementary School associated Osaka University of Education (temporary school)

Shigeharu IEDA, Masaki WATANABE, Michiko MATSUMURA and Hiromu MATSUOKA

Abstract

In June 2001 a middle-aged man murdered several children at Ikeda Elementary School associated with Osaka University of Education. After the murder case, a temporary school was constructed at a place near the original site. In the temporary school facilities and equipment were carefully designed to protect children against crimes of offenders intruding into school. A security guard at the school gate, observation video cameras on school sites, a teachers' room looking onto the playground, checking guests at the front desk, emergency buttons in classrooms, safety rules and manuals, and other measures were considered to be extremely important for protection against crimes.

1. はじめに

大阪教育大学附属小学校では2001年6月に小学校内で起きた児童ら殺傷事件の後、本校舎から約500m離れた別の場所に仮校舎を建設したが、その際、学校でこのような事件が二度と起きないよう、防犯体制に十分に注意を払って施設や設備を作っている。

また、緊急時の対応についても検討を行い、事件の反省を元に対応をマニュアル化し、日頃から、いざという時の行動を各々がしっかりと把握できるように準備している。

学校の防犯対策を考えるうえで、附属池田小学校仮校舎における防犯体制は大いに参考となると思われるので、その概要をここで紹介する。

2. 施設、設備

1) 境界・門

校地は四方をフェンスで囲まれている。3つの門にはカメラ付きインターホンが設置されている。通常、門は閉じられているが、登下校時には正門が開かれる。登下校時は、警備員が正門の前に立つ。

校地の南西の角に位置する正門には警備員室があり、警備員が常駐している（写真1）。

2) 監視カメラ

校地の出入口や校舎の出入口、運動場などを中心として監視するために監視カメラが8台設置されている。

カメラの映像は、事務室と教官室に設置されたモニター画面に写し出される。

*教授、**東京学芸大学助教授、***タウンクリエイター主宰、****大阪教育大学教授



写真1 警備員室と正門



写真3 「来校者」のカードホルダーを付けて入館

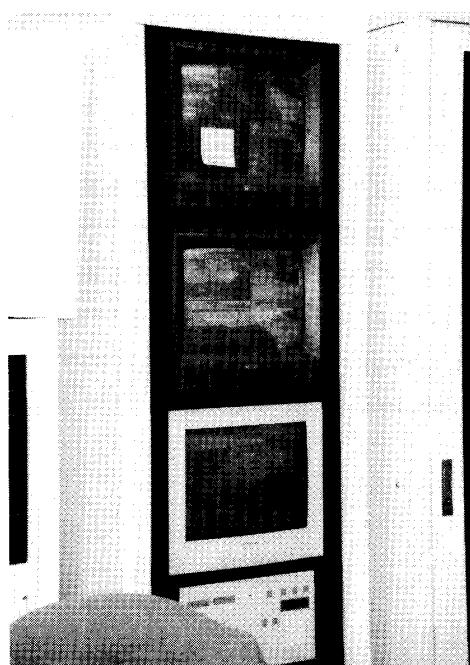


写真2 ビデオモニター

なおモニター画面は4分割で見ることができる（写真2）。

3) 校舎

校舎は2階立てで、東西南北の4つの棟が、中庭を囲んで、東西方向にやや長い長方形の各辺の形につながっている。

校舎の西南角の辺りに玄関があるが、これは正門のすぐ北の位置に当たる。

北側校舎の1階教室には中庭への非常出口が設けてある。

東側校舎の1階に教官室があり、東側校舎の

東に広がる運動場をそこから見渡すことができるようになっている。

教官室の隣に保健室がある。

4) 受付

玄関に入った所に事務室があり、そこが受付になっている。校内では、教職員・スタッフはIDカードを身に付けているが、保護者も同様に、校内ではIDカードを身に付けることになっている。

来校者は正門の警備員室でチェックを受けた後、事務室の受付で、用紙に来校目的を記入し、「来校者」のカードホルダーをもらって首から下げる（写真3）。校内では、ずっとこのホルダーを付けている。

なお、玄関の中には警備会社の安全システムの機器が設置されている（写真4）。

5) 非常ボタン

非常ボタン（写真5）が一般教室の前と後（写真6）の2カ所に設置されている。場所を分けることにより侵入者が教室に入ってきた時にも非常ボタンを押しやすくしてある。また、メディアルーム、家庭科教室などの特別教室や図書館などにも広さに応じて各々数ヶ所に非常ボタンがある。

校長室、教官室、事務室、保健室なども同様であり、さらに更衣室やトイレにも2カ所以上

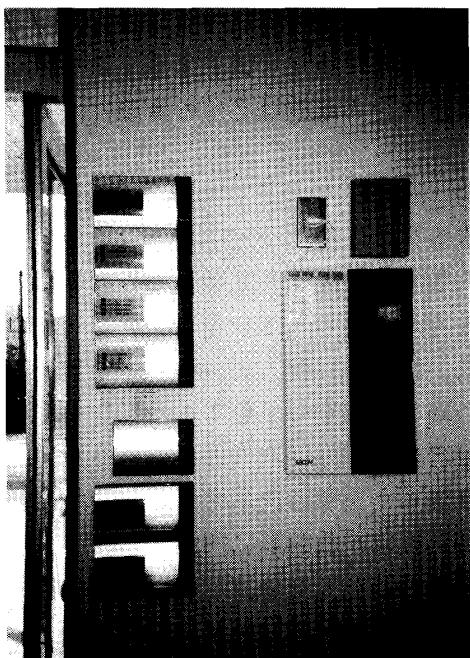


写真4 警備会社の安全システム機器



写真6 教室の後の方にも非常ボタンがある

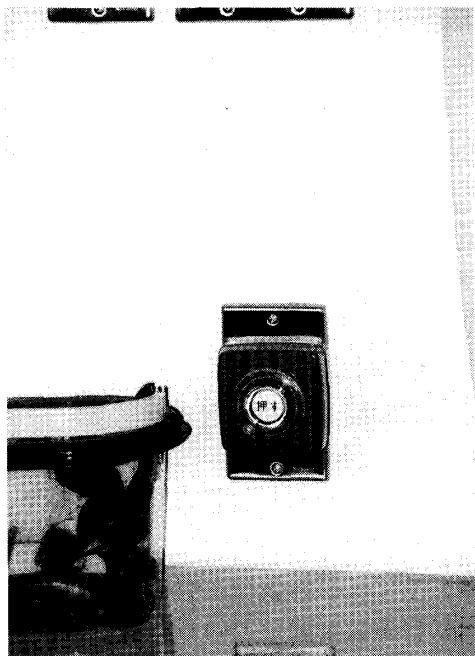


写真5 非常ボタン

に、さらにトイレについては各個室にも非常ボタンが設置されている（写真7）。

非常ボタンを押すと、校長室、保健室、教官室などの外（廊下）に設置された「緊急呼出ランプ」（写真8）が赤色に点滅し、ブザーが鳴る。さらに、教官室と事務室に設置されたパネ

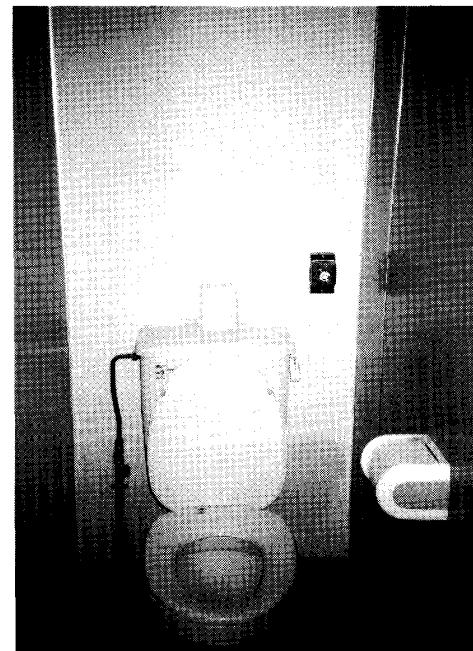


写真7 トイレの個室にも非常ボタン

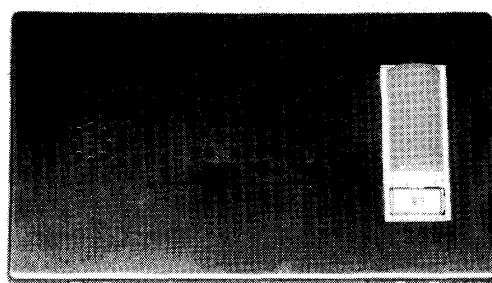


写真8 緊急呼出ランプ

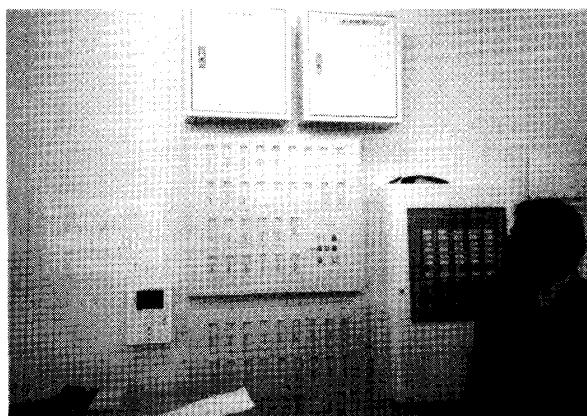


写真9 教官室の非常パネル

ルでも、ブザーが鳴り、非常ボタンの押された部屋がランプで示されるようになっている（写真9）。

3. 校内の安全規則¹⁾

校内における安全規則を資料1に示した。その要点は次のようなものであった。

- ・前述のように通常の時間帯ではすべての門が閉じられている。来校者は正門で警備員のチェックを受けた上で校地に入る。
- ・次に事務室の受付で再度チェックを受け、IDカード（保護者）または、来校者カード（その他の来校者）をホルダーに入れたものを身に付けてから入館する。
- ・児童の名札に「緊急連絡先」と「血液型」を書いてもらう。また、体操服にも大きく学年・クラス・名字を書いた布を縫いつけておいてもらう。
- ・近隣地域との連絡を密にする。

4. 緊急管理体制

侵入者がいた場合の緊急管理体制は資料2のとおりである。

1) 非常ボタン

校内で侵入者を発見した場合には、非常ボタンを押して知らせることになっている。

2001年6月の事件の際には担任教師がイン

ターфонで教官室に連絡しようとしたが、うまくつながらなかった。緊急事態を知らせるための非常ボタンの設置は必須の事項だと考えられる。

2) 教職員の組織的な対応

侵入者発見の際に各教職員の行う組織的な対応の仕方が定められている。

また、教職員は侵入者への対応と負傷者への対応の両方を想定して動くことになっている。

負傷者への対応は次のとおりあった。

- ・負傷した児童の氏名を確認し、救急措置をした教官が救急車に同乗する。
- ・児童の搬送先を確認し、保護者に連絡をとり、搬送先医療施設に来てもらう。

5. おわりに

保護者や地域の方にボランティアで学内の見回りをしてもらうなどの方法も検討すべきであるが、附属池田小学校で実施された防犯体制は、基本的に、今後の学校防犯のあるべき方向を示していると思われる。

警備員の配置、受付の事務職員の配置、監視カメラ及び非常ボタンの設置などはすべての学校で行われるべき対策であろう。

現状ではまだ、このような安全確保のための予算を立てていない自治体が多いが、「学校防犯のために費用が掛かる」ということをきちんと認識し、そのための予算を計上するようにすべきである。池田小学校からも近い大阪府豊中市では、すでに警備会社と契約して市内41小学校の門に警備員を置いている。費用は、年間約7千万円だという（注1）。

ソフト面に関しては、附属池田小学校では、「校内における安全規則」を作成し、学内に不審者が入らないようにしている。また、万一侵入者があった場合などに対応して、「緊急管理体制」を定めている。

このように、校内の安全確保や緊急時のためのマニュアルを作成し、また、緊急時の対応に関する模擬訓練を行い、教職員や児童・生徒が

組織的に行動できるようにしておくことは、極めて重要だと考えられる。

文部科学省でも、2002年末に不審者侵入に備えたマニュアル²⁾を作成し、全国の学校に配付した。しかし、2003年度初めの調査では、不審者侵入に備えた訓練を実施した学校はまだ4割にすぎなかった。教師が不審者役となって全校規模の訓練を実施した大阪府豊中市の市立熊野田小学校では、訓練後、不審者のいる場所の把握に手間取った、避難先の指示が遅れたなどの反省点が出された（注1）。訓練の必要性を示す事例である。

本研究は、財団法人伊藤忠記念財団の平成13・14年度委託研究、「子ども危機管理の実態とその改善方策に関する調査研究－家庭・学校・地域の連携をめざして－」の一部として実施したものである。

注釈

- 1) 朝日新聞2003年6月8日、「安全な学校」模索続く

文献

- 1) 「緊急管理体制」、大阪教育大学教育学部附属池田小学校、2000
- 2) 文部科学省：学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル、日本体育・学校健康センター、2003

資料1 校内における安全規則

平成12年8月23日(木)

校内における安全規則

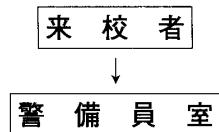
[登下校時間における安全規則]

- 登下校時間中のみ、正門を開けます。
- 登下校時間中、警備員が正門の前に立ちます。
- 保護者は電話または連絡帳で、児童の欠席遅刻についての連絡を早い時間に確実に行ってください。
- 午後5時以降は門は全て施錠します。(担当教官が児童下校後、下校確認を行います。)

[来校者に対する安全規則とその他]

- 学校の全ての門には防犯カメラとカメラ付きインターホンを設置しています。
- 校内においては、教職員・スタッフはIDカードを身につけています。
- 保護者も校内においては原則的にIDカードを身につけて下さい。
(学校行事、参観、懇談等の場合は、受付を設け、チェックを行います。)
- お子様が卒業されるまで、IDカードは自己管理でお願いします。
- 来校者は必ず警備員室と事務室でチェックを受けないと入館できません。

〈来校者チェックの流れ〉



保護者の場合

- ① IDカードを提示する。
- ② チェックを受け、カードホルダーを受け取り胸につけてから入館する。
- ③ 警備員室でIDカードを提示し、退館する。

保護者以外の場合

- ① 用件を用務員に伝える。
- ② 警備員は事務室へ連絡を取り、入室の許可を仰ぐ。
- ③ 来校者ホルダーを胸につけ、教官の迎えを玄関で待つ。退館の際もチェックを受ける。
- ④ 教官の引率のもと、入館する。
- ⑤ 退館時に事務室でホルダーを返す。
- ⑥ 警備員室で退館をチェックする。



- 施錠後の来校者に対しては、教官が確認した後、応対します。
- 教官個人に対する応対は、始業前・30分休み・昼休み・放課後のいずれかに限ります。

[校内における安全規則]

- 低学年（1～3年生）の教室移動は必ず担任または教科担当が付きそいます。また、児童の受け渡しは休憩時間に入っていても確実に両者の間で行います。
- 児童の名札を、「緊急連絡先」と「血液型」を記すことができるものに変更します。
体操服には、縦5cm、横10cmの布に大きく学年・クラス・名字を書いて縫いつけてください。
(詳細は後日連絡します。)
- 校内安全について、毎月の教官会議において、確認・検討・調整を行います。

[地域・保護者・学校の連携における安全対策]

- 近隣地域との連携を密にして、暴漢や痴漢などの情報を収集する体制を整え、各家庭に連絡します。

資料2 緊急管理体制

(侵入者の場合1：授業時間の場合)

○ 侵入者発見

(教官・校内巡回ボランティアが発見)

- ・非常ボタンで知らせる。
- ・教官室に電話で連絡。(簡潔に)
- ・防犯ブザーを鳴らす

(児童が発見)

- ・非常ボタンを押す
- ・近くの先生に知らせる。
- (教官室・多目的ルーム)

○ 侵入者への対応

- ・教頭（本部：教官室）全体指揮

(不在の場合：教務主任)

- ・空き教官を現場に派遣する。

(複数人で対応する、できれば3人以上)

→詳しい状況報告を教頭に

→応援の教官が来るまでの時間を稼ぐ。

- ・教務主任が教頭を補佐する

→教頭の指示のもと110番に連絡

(事件の内容、侵入者の人数、凶器、けが人の有無等端的に伝える。)

→教頭の指示のもと119番に連絡

(台数、けがの状況)

→教頭の指示のもと校長に連絡

(臨機応変に対応する)

- ・校内放送「3組の先生は△△にお越し下さい。」(3組：侵入者対応教官、△△：対応現場)

→詳しい状況報告教頭に

→警察が来るまでの時間を稼ぐ

- ・校長は全体把握の指示を出し、学校に急行する。

- ・校内放送「1組の先生は直ちに△△にお越し下さい。」

→侵入者への対応と負傷者への対応を想定して動く。

- ・児童を教室の中に入れ席に着かせる。

- ・次の放送を待ちつつ、授業を進める。

- ・2組教官は教室に残った児童の動揺を静め、大人がついているという安心感を与える。
(低学年同士、中学年同士、高学年同士連携をとる)
- ・児童の誘導経路を想定する。
- ・状況の全体把握ができたら、対応現場で全体指揮。
- ・3組児童を動揺させないようにする。

○ 侵入者確保後

- ・校内放送「緊急対応終了」を流す。
- ・児童が教室待機なのか誘導するのかを放送で指示する。
- ・状況によっては、低中高学年の教官1名を児童待機に当て、残りの教官を現場に派遣する。

(負傷者に対して)

- ・氏名を確認し、救急車に救急措置をした教官が同乗する。

(児童の搬送先を確認する。)

- ・保護者に連絡をとり、搬送先医療施設にていただく。

(他の児童)

- ・児童を下校させるか判断する。
- ・緊急連絡網で保護者に連絡する。